

無効又は失格となる入札について

建設工事競争入札心得（以下「入札心得」という。）第7条、第11条及び第22条の規定に該当する場合は、その理由に関わらず無効又は失格となりますのでご注意ください。

つきましては、入札に参加する前に入札心得、入札公告等に記載されている入札無効又は失格に係る事項を確認してください。

下記に、入札無効又は失格となる主な事例を列挙しましたので参考にしてください。

記

1 無効となる入札

(1) 入札書、工事（業務）費内訳書、委任状の記載に関するもの

- ①記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている場合
- ②商号又は名称若しくは代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合
- ③工事名の全部又は一部の記載がない場合
- ④工事名の記載内容が指名通知又は公告の表記内容と一致しない場合
- ⑤入札書、工事（業務）費内訳書、委任状において、記載されている入札日の日付が指名通知又は公告に示す入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合
- ⑥入札書、工事（業務）費内訳書、委任状において、記載すべき入札書提出先（宛名）の職名及び氏名と指名通知又は公告の職名及び氏名が異なる、又は記載のない場合
- ⑦工事（業務）費内訳書において入札者印の押印がない、又は入札者印の押印が不明瞭である場合

(2) 上記（1）に記載した事項のほか、入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- ①入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合
- ②入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合
- ③代理人入札において、代理人氏名と委任状の記載されている代理人の氏名が一致していない場合又は代理人氏名の記入がない場合
- ④入札者印（代理人入札の場合は代理人印）の押印がない、又は入札者印（代理人印）の押印が不明瞭である場合

- (3) 上記(1)に記載した事項のほか、工事(業務)費内訳書の記載内容が次のいずれかに該当する場合
 - ①工事(業務)費内訳書に記載されている積算価格と入札書の入札金額が一致していない場合
 - ②工事(業務)費内訳書に記載されている入札者の住所、商号又は名称若しくは代表者氏名と入札書に記載されている住所、商号又は名称若しくは代表者氏名の全部又は一部が一致していない場合
 - (4) 上記(1)に記載した事項のほか、代理人入札時に提出する委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合
 - ①委任者(代表者)印の押印がない、又は委任者(代表者)の印影が不明瞭な場合
 - ②受任者(代理人)印の押印がない、又は受任者(代理人)の印影が不明瞭な場合
 - ③委任状に押印されている代理人印と入札書の押印されている代理人印が一致していない場合
 - ④代理人に委任する権限の記載のない、又は委任する権限が不明瞭な場合
- 2 失格となる入札
- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
 - (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限を超える入札